

多賀城市子ども・子育て会議運営要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 年 月 日

## 多賀城市子ども・子育て会議運営要領の一部を改正する 要領

多賀城市子ども・子育て会議運営要領の一部を改正する要領（平成 25 年多賀城市子ども・子育て会議決定）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「条例第 5 条の規程」を「多賀城市行政組織規則（平成 7 年多賀城市規則第 26 号）第 19 条の規定」に改め、同条第 2 項中「こども福祉課長」を「子育て支援課長」に改め、同条第 3 項中「こども福祉課長補佐」を「子育て支援課長補佐」に改め、同条第 4 項中「こども福祉課保育係長」を「子育て支援課子ども家庭係長」に改める。

## 附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日より適用する。

多賀城市子ども・子育て会議運営要領新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、多賀城市子ども・子育て会議条例（平成25年多賀城市条例第23号。以下「条例」という。）<u>第5条</u>の規定に基づき、多賀城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>(事務局長)</p> <p>第6条 <u>多賀城市行政組織規則（平成7年多賀城市規則第26号）第19条の規定</u>により子育て会議の庶務を行うため、事務局長及び事務局長補佐及び書記長を置く。</p> <p>2 <u>事務局長には、多賀城市保健福祉部子育て支援課長</u>を充てる。</p> <p>3 <u>事務局長補佐には、多賀城市保健福祉部子育て支援課長補佐</u>を充てる。</p> <p>4 <u>書記長には、多賀城市保健福祉部子育て支援課子ども家庭係長</u>を充てる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、多賀城市子ども・子育て会議条例（平成25年多賀城市条例第23号。以下「条例」という。）<u>第6条</u>の規定に基づき、多賀城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>(事務局長)</p> <p>第6条 <u>条例第5条の規程</u> _____<u>により</u>子育て会議の庶務を行うため、事務局長及び事務局長補佐及び書記長を置く。</p> <p>2 <u>事務局長には、多賀城市保健福祉部こども福祉課長</u>を充てる。</p> <p>3 <u>事務局長補佐には、多賀城市保健福祉部こども福祉課長補佐</u>を充てる。</p> <p>4 <u>書記長には、多賀城市保健福祉部こども福祉課保育係長</u> _____を充てる。</p>

## 多賀城市子ども・子育て会議運営要領

(平成 年 月 日会議決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、多賀城市子ども・子育て会議条例（平成25年多賀城市条例第23号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、多賀城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、条例第4条第1項の規定により子育て会議の会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに付議する案件を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(関係者の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、市職員、関係行政機関の職員その他関係者の会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 子育て会議の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しない理由を明らかにして、非公開とすることができる。

(1)多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）第7条の非開示情報に該当すると認められる事項について審議を行うとき。

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生

ずると認められるとき。

- 2 前項ただし書の規定により子育て会議の会議を非公開とするときは、その会議においてこれを決定する。

(会議録の作成等)

第5条 審査会は、次の事項を記録した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付議した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要事項

- 2 会議録は、会長が署名して確定する。

- 3 会議録及び審査会の審議資料は、前条に定める会議開催の原則に従い公開又は非公開とする。ただし、会長が特に認めたときは、この限りでない。

(事務局長)

第6条 多賀城市行政組織規則（平成7年多賀城市規則第26号）第19条の規定により子育て会議の庶務を行うため、事務局長及び事務局長補佐及び書記長を置く。

- 2 事務局長には、多賀城市保健福祉部子育て支援課長を充てる。
- 3 事務局長補佐には、多賀城市保健福祉部子育て支援課長補佐を充てる。
- 4 書記長には、多賀城市保健福祉部子育て支援課子ども家庭係長を充てる。

# (参考)

## ○多賀城市子ども・子育て会議条例

(平成25年6月20日 条例第23号)

改正 平成28年2月17日 条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、多賀城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 宮城県の区域内において前号の子ども・子育て支援に関する活動を行う公共的団体の役員又は職員
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。